

R8 空き家利活用人材育成事業の概要

目的 地域で空き家の課題に取り組む専門人材を育成することで、空き家の掘り起こしを進め、**移住者の住まいを確保する**

考え方 空き家課題への対応の一步は「**ひとづくり**」。空き家の実態を知った上で補助制度や仕組みを適切に運用できる人材を各地域に増やしていく

- 空き家の課題に対応するためには、不動産、相続、税制、建築・都市計画及び地域づくりといった幅広い専門的知識に加え、**現場経験と地域からの信頼が重要**
 - そこで、まずは地域の空き家の諸課題に取り組む人材育成を支援する（ひとづくりの推進）とともに、プレイヤー同士をつなぐネットワークを形成することでナレッジの共有を図り、次フェーズの施策展開につなげる。
- 【施策展開例】 不動産の仲介手数料支援をはじめとした各種補助制度、新たな不動産取引のプラットフォームの展開（さかさ不動産）など

事業イメージ 委託事業（プロポーザル選定）／【ポイント】 **空き家の取引が動いている現場に学びに行き、最初から終わりまでを自身が体験するプログラムを実施**

- 空き家は状態や事情が現場によって異なるため、場数を踏み経験を積むことが重要であり、その実務の中から専門的知識を学んでいくことが効率的。さらに、1つの案件を最初（案件の受注）から終わり（契約締結）まで通して経験することに意義がある。
- 不動産を扱うため、案件が生じたときや所有者から相談があったときにその地域にいないといけなく、また、いつ案件が発生するか分からない。

滞在型研修が有効



① 実地研修（短期研修）

【研修カリキュラム2泊3日×1回】

現場での対応やノウハウを学ぶ研修を開催

- 先進事例・取組、各種制度等の座学
- 空き家の確認ポイント講習（現地）

参加者

地域おこし協力隊員・中間支援組織スタッフ等の地域プレイヤー等 10名程度

② インターンシップ研修（長期研修＝空き家留学）

【3か月（90日）以上：基本的に連続した月】

空き家事業に取り組む民間事業者インターンシップし、本格的に学ぶ

- 県は委託事業者の受入に係る費用を負担
- 滞在に係る施設利用費を含む。ただし、旅費、食費は参加者負担
- 必要に応じ、県内地域での取組をサポートするため、現地での助言等を実施

参加者

- ①に参加した者のうち、特段の熱意を持って空き家の課題に取り組む意向のある者**4名上限**（県内4エリア）
- 上記参加者は県及び受託事業者が選考の上、決定

②の参加者は、事業完了に当たり所定のレポートを提出